

給与所得者の年末調整

12月は、給与などに係る源泉所得税の年末調整の月です。

毎月の給与などから源泉徴収された所得税の1年間の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者（サラリーマン）は、年末調整によりその年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

なお、年の途中で結婚や就職、出産などにより扶養親族に異動があった方は、扶養控除申告書の変更が必要ですのでご注意ください。

平成17年分の年末調整における注意点として、

1. 老年者控除が廃止
2. 国民年金保険料などの控除を受ける場合、その保険

料などの支払ったことを証明する書類の添付又は提示が必要

の2つがあります。

また、ご夫婦で働いている場合で気になるのが、収入と税金の関係です。

①パート収入に対する税

・パート収入は給与所得となりますので、年収が103万円までであれば所得税はかかりません。なお、外交員・集金人・検針員などの報酬や内職については、パート収入と異なる計算方法になりますのでご注意ください。

②配偶者控除と

配偶者特別控除

・夫に所得があり、妻にパート収入がある場合、夫は妻の収入に応じて配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。

●配偶者控除は、妻のパートの年収が103万円までであれば受けられます。

●配偶者特別控除は、妻の所得によって控除額が調整さ

れますが、パートの年収が103万円を超え141万円未満であれば受けられます。ただし、夫の合計所得が1,000万円を超える年には受けることが出来ません。

なお、配偶者特別控除のうち、配偶者控除と重複する部分については、平成16年分から適用がありませんのでご注意ください。

詳しいことは、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。



○お問い合わせ先

・川内税務署

☎22830

・鹿児島税務相談室

☎099-255-8118

浄化槽法定検査受検のお願い

浄化槽を設置されている方は、平成17年度から10人槽以下の浄化槽について法定検査を受検して頂くことになりました。

この検査は、浄化槽の適正な維持管理による環境保全を目的に、5年ごとに実施するもので、財団法人鹿児島県環境検査センターの職員が事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場検査と浄化槽の水を採取し、持ち帰って水質検査を行います。（町内の保守点検業者の点検とは異なりますので、ご注意ください。）

浄化槽を設置されている方は、検査の趣旨をご理解の上、必ず受検して頂きますようお願いいたします。

なお、検査手数料は個人負担となります。

〈検査手数料〉

単独浄化槽	5人槽から10人槽	4,000円
合併浄化槽	5人槽から10人槽	6,000円



◆お問い合わせ先

・財団法人鹿児島県環境検査センター ☎099-223-3185

・環境課環境係 ☎53-1111 内線2127